

平成25年度 第2回

## 「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成25年11月21日（金）午前10時00分～午後0時05分

会場：新潟市役所 第1分館 1階 1-101会議室

出席委員：植木委員、大竹委員、森委員、山賀委員、山岸委員、山田委員

（出席者6名 欠席1名）

事務局出席者：こども未来課 堀内課長、小沢課長補佐

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

地域と学校ふれあい推進課 西脇副参事

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 小林課長補佐

委託業者：(株)新潟富士薬品・アシスト(株)共同事業体 五十嵐研究員補佐

傍聴者 有2名

### 会議内容

#### 1 開会

○小沢こども未来課長補佐

それでは定刻になりましたので、これより第2回目の新潟市放課後児童クラブ検討部会を開催させていただきます。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また本日、議事までの間、司会進行役をさせていただきますこども未来課の小沢でございます。よろしくお願ひ致します。また本日の会議につきましても、議事録を作成する都合上から、会議内容を録音させていただきますことを予めご了解いただきたいと思います。本日でございますけれども、飯塚委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、本日は6名の委員の方でご審議をお願いしたいと思います。それから、当会議は公開となっております。本日は2名の傍聴者がおりますことをご報告させていただきます。

それでは議事に入ります前に、新潟市子ども・子育て会議条例の第9条第5項の規定によりまして、部会長に事故がある場合等につきましては、部会に属する委員、または臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務代理することということで、職務代理者のほうをまずお決めいただきたいと思います。それではこれにつきましては部会長から指名ということになっておりますので、部会長から職務代理者に委員のご指名をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○植木部会長

分かりました。代行者には山賀委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

山賀委員、よろしいですか。

○山賀委員

承知致しました。お受けします。

○小沢こども未来課課長補佐

ありがとうございます。それでは、部会長が欠けるときには山賀委員に職務代理をお願いすることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、これより先の議事につきましては、植木部会長よりお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

## 2 議事

### (1) 第1回放課後児童クラブ検討部会の振り返り

○植木部会長

分かりました。では早速議事に入りたいと思ひます。2の議事、次第に従って進めさせていただきます。まず(1)第1回放課後児童クラブ検討部会の振り返りでございます。これに関しては前回10月4日に開催されましたこの部会の内容について、その細部を皆さん方からまた有意義なご意見をたくさんいただいたものでございます。その振り返りということも含めまして、資料の説明を事務局よりお願ひ致します。

○本間こども未来課育成支援係長

こども未来課の本間です。よろしくお願ひします。まず資料1なんですけれども、これにつきましては後ほどの議事に使いますので、振り返りと致しましては資料2から6までを使用致します。順番が前後して申し訳ないのですけれども、まず資料6をご覧ください。こちらにつきましては先回の部会の概要になっております。委員の皆さまのご意見をまとめたものでございますけれども、内容等ちょっとニュアンスが違うんじゃないかとか、そういったものがありましたら、後日でも結構ですので事務局までご連絡をいただきたいと思ひます。この中で、委員の主な意見の丸ぼちの三つ目になりますけれども、地域のすべての子どもたちを対象にするような事業(ふれあいスクール)事業との連携の動きがあるが、現状を確認したいというご意見をいただきましたので、この点につきまして、ふれあいスクールを所管しております教育委員会地域と学校ふれあい推進課の西脇副参事より、資料2に基づいて説明をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。西脇副参事、お願ひ致します。

○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

新潟市教育委員会地域と学校ふれあい推進課、西脇進也です。それでは、子どもふれあいスクール事業の概要につきまして説明申しあげます。まず子どもたちをとりまく現状ということで、環境の変化、遊びの変化、あるいは家庭、地域の教育力の低下などということが言われまして、それを危惧したかたちで国のほうで放課後子どもプラン推進事業を立ち上げました。これは19年の4月であります。これは文部科学省と厚生労働省の両省で持ち上がった事業であります。それを受けまして文部科学省のほうで放課後子ども教育推進

事業が行われるようになりました。新潟市ではこの事業を受けまして本市のふれあいスクール事業を行っているところです。新潟市の場合それに先駆けまして、平成 14 年から 3 校のモデル校で実際は子どもふれあいスクールが始まっております。その上の放課後子どもプラン推進委員会ですけれども、これは年 1 回開かれておりまして、本年度 10 回目を迎えております。先日終わりました。子どもふれあいスクールのほうの狙いですけれども 3 点ありまして、子どもの安心安全な居場所づくり。そして地域の大人と子どものふれあい・異年齢交流、地域・家庭の教育力の活性化ということになっております。実際の活動ですけれども、自由遊びが原則ということで、身体活動、文化活動、学習活動、イベント活動と、それぞれのふれあいスクールを実施している学校で工夫して行っております。核になっているのが運営委員会という組織がありまして、年 1 回から 3 回ほど開催されております。ここで活動全般のことを決めるところになっております。構成員のほうは PTA の方の代表、自治会、コミュニティの代表、民生・児童委員、学校関係者、そして教育委員会の当課で組織しております。この事業を行っているのが各校の PTA、そして教育委員会、ふれあい推進課の共催事業というかたちで行っております。主な概要ですが、活動日・活動時間につきましては、週 1 回から 3 回ということで、それぞれの学校さん、地域の現状に合わせて行われています。土曜日の場合は 9 時から 11 時 45 分という時間帯で行っています。今現在 62 か校が実施されております。活動場所もそれぞれの学校さんの実情に合わせて行っております。運営スタッフですが、主に中心になって動いているのは運営主任さんと呼ばれるかたがたで、新潟市の非常勤職員という部分になっております。今現在 275 名の登録があります。各ふれあいスクール平均 4 名ずつになっております。それから 2 番目から運営ボランティア、事業ボランティア、学習アドバイザーというかたがたがおりまして、それぞれ子どもたちの遊び相手であるとか、あるいは体験活動の指導者になっていただいたりということでありまして。今現在 2,649 名の登録があります。各ふれあいスクール平均して 43 名ずつのスタッフがいるということになります。保険等につきましてはそれぞれボランティアさんにはボランティア保険、あるいは遊びに来る子どもたち、それから地域の方にはレクリエーション保険、児童、保護者には PTA 活動補償制度ということで制定されております。

2 枚目のほうに行きますと、これは今度はひまわりさんと、それからふれあいスクールの事業の実施状況であります。先ほど申しあげましたように、放課後ふれあいスクールは 62 校で実施されておりますし、それぞれ実施している学校にはひまわりが併設されている学校もたくさんありますので、今現在ふれあいスクールのほうではひまわりの指導員のかたがたと、先ほど話した運営委員会、あるいはスタッフ会等で情報交換したり、あるいはひまわりの子どもたちがふれあいスクールに遊びに来たり、そういったような日常的な交流をしているところです。以上です。

○本間こども未来課育成支援係長

ありがとうございます。また資料 6 をご覧いただきたいと思いますと思うんですけれども、委員の

主な意見の一つ目と二つ目です。一つ目が、ひまわりクラブは地域と一体化していないように感じるとか、二つ目には、指導員が業務指針に縛られていない。内部資料を参考に確認をしたいというご意見を先回いただきましたので、この点につきましてひまわりクラブの指定管理者であります、新潟市社会福祉協議会の地域福祉課の小林課長補佐より説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小林市社会福祉協議会地域福祉課長補佐

新潟市社会福祉協議会の小林と申します。よろしくお願ひ致します。今お手元に資料 3 ということで、指導員の行動規範ということですが、この行動規範に基づきましてクラブでは活動しているというところでは、1枚はぐっていただいて7番、8番というところになります。ひまわりクラブとしても、地域との関係というのは非常に大事にしているということなんですけれども、交流という点で考えまして、クラブの指導員と事務局で交流委員会というものを組織しております。そこで子どもたちにさまざまな人々と楽しいかかわりを経験させるということで、コミュニケーションを深めてお互いを理解して、助け合って支え合っていくというための基盤作りができるという考えの下で、保護者、それから地域の人々、それから自クラブ以外の子どもたち等とも、さまざまな人々とのかかわりというものを大切にして推進をしているというところでは、方針としまして、地域社会の中で子どもの生活が円滑に進められるようにすること。それから学校や地域、その他関係機関との連携を図ることに重きを置いているということで事業を進めております。またしかしながら、児童数が多いクラブでは150名を超えるなど、70名を超えるという大規模なクラブが数多くあります。そういった点では外出していくということがなかなか難しいという状況もございます。また狭隘（きょうあい）化が進んでいるというクラブもありまして、一人当たりの面積目安ということで1.65平米という数字がございますけれども、それは図面上の面積を単純に割っただけでございます。廊下、玄関、トイレ、事務室等も含めた数字となっております。想像以上に狭い状況がございます。そのような中で、地域のかたがたをお招きすることはなかなか難しいということもございまして、また子どもたちの接触に注意を払いながら、目の前の子どもたちの安全確保に最大限注力して、子どもたちにけがなく安全にお預かりするというところで精いっぱいな状況もございます。それでなかなかすべてのクラブで積極的に自らかかわりを持って実施している状況ではないという状況なんですけれども、そういったことも踏まえての行動規範ということでご理解をいただければと思います。そういった中で具体的な例としましては、地域の祭りで民謡流しに参加をして、地域のかたがた、それからOB、それから保護者、それから児童と指導員との交流を図っていくという例もございまして、また、地域のコミュニティ協議会実施の世代交流の集いという催し物にひまわりクラブが参加をして、高齢者からのお手玉等の伝承遊びを教えていただいたり、一緒にゲームをしたりということで、それからまた指導者を招いてのものづくりをしたりということで交流を深めたという例もございまして、また、社会福祉協議会8区に区の社会福祉協議会がございまして、

その区社協とも連携を致しまして、地域のお茶の間というのを設定致しまして、語り部のサークルさんから昔話ですとかお話を聞きして、また一緒にレクリエーションをしたりということで、地域の高齢者と楽しみながらふれあいの機会を設けているという例もございます。また、各区で行われております区民祭りですとか、ふゆっこまつりというものに積極的に参加を致しまして、各ひまわりクラブが一体となって参加をして、地域の人々、子どもたちとのふれあいという機会も作った例もございます。そのようなことで、精いっぱいそういったかかわりを持っているところなんですけれども、方針というものがございしますが、なかなか全クラブでここは近づいていないというところもあるというところが現状でございます。以上でございます。

○本間こども未来課育成支援係長

どうもありがとうございました。続きまして、資料 4 と資料 5 でございますけれども、こちらにつきましては、これから放課後児童クラブの基準に関する議論に入っていくわけですけれども、その際参照すべき条文とか法令、これをまとめた資料になってございます。資料 4 につきましては、新潟市が定めている条例等でございます。1 枚めくっていただきますと、初めに新潟市ひまわりクラブ条例がございます。11 ページ目以降、15 ページ目までが施行規則になっております。こちらは合わせてひまわりクラブの対象児童、開設日、開設時間、利用料、利用料免除など、さまざまなことが条例と施行規則に定めてあります。こういった部分をこれから具体的に検討いただくこととなります。また、18 ページ以降ですけれども、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱、また補助金交付要綱になってございます。こちらにつきましては民設クラブへの補助金、こちらについての取り扱いを定めている要綱になってございます。

次に資料 5 でございますけれども、こちらにつきましては国が定めております放課後児童クラブのガイドラインや改正児童福祉法など、国の専門委員会の資料を付けさせていただきました。1 枚めくっていただきますと、平成 19 年に厚生労働省から出されました放課後児童クラブガイドラインの内容になっております。新潟市も現在このガイドラインに沿うように運営を実施しております。また国のほうでも現在のガイドラインをもとに、新制度施行までに新たなガイドラインを検討していくというところなんです。あと 5 ページから 11 ページまでが児童福祉法の改正内容となっております。資料 4、資料 5 とも参考になる条文等を付けさせていただきますので、必要の都度ご確認いただければと思います。資料の説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

○植木部会長

ありがとうございました。ただ今、いくつかの添付資料についての説明をいただいたわけでございますけれども、ざっと概要の説明でございましたので、分からない部分とかあるいは再度確認したい部分とかがございとおもいます。いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。例えば国から出ているこの資料 5 ですね、参照条文等たくさんあります。事前資料ですので当然目を通すわけですけれども、ただ、その条文の中身については目を

通せるんですが、例えば今回この部会で検討しようとする内容と、それからこの国から既に平成19年に出ている、いわゆるガイドラインという、それから一方ではその条例作りというのが、その辺りの関係性というのは説明できますか。あるいは、平成19年の放課後児童クラブガイドラインが改定されるという、こういう運びなるわけですよ。その改定と各基礎自治体の条例作りと、それからこの部会との関係性、この辺りを簡単に整理をしていただくと分かりやすいかなと思いますがいかがでしょう。

○本間こども未来課育成支援係長

その辺りは次の議事のところで、国の専門委員会の内容ですとか、新潟市の現状、方向性の辺りを、資料1にそれぞれある程度並列したような資料になっていますので、この説明でその辺りを、ガイドラインの内容とかを付け加えながら説明をさせていただきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○植木部会長

分かりました。それからあとは地域との関係性とか、あるいはふれあいスクールとの関係性、前回意見が出て今回説明をいただいたわけでありましてけれども、ふれあいスクールのほうは毎日開催されるわけではないというのと、それからいわゆる専任のスタッフと有償ボランティアがセットになって運営に当たるというところが、ひまわりクラブとの具体的な違いというふうになってくるのかなと思います。その性質の違う二つ事業が、二つというのは新潟市でいうとふれあいスクールとひまわりクラブですよ。性質の違う二つの事業を連携しながら進めていくという、放課後子どもプランという国の施策があるという説明というふうにとらえればいいかなと思います。それから、社協さんのほうで、ひまわりクラブが地域に向けていろいろと事業を行っているというふうに今説明がございました。この中でふゆっこまつりへの参加という具体的な固有名詞が出てきましたけれども、このふゆっこまつりというのは、これは何ですか、中身として。これは説明できますか。

○小林市社会福祉協議会地域福祉課長補佐

例えば大きなセンターで、ブースをひまわりクラブとして区社会福祉協議会も参加しているんですけども、一緒になって遊びを紹介するという事で参加をしているという状況です。

○堀内こども未来課長

西区と秋葉区でもやっておりますけれども、子どものためのお祭りというものを、センター、体育館などでブースを出してやっているというものがあります。そこにひまわりクラブも、例えば秋葉でしたら秋葉のひまわりクラブを集めて、ステージもありますので何かをやってもらったりとかをやっている区がございます。それはまた地域の取り組みですので、そこで発表をしたりと、そういうこともやられているということだと思います。

○植木部会長

区ごとの事業になっているんですか、今は。

○堀内こども未来課長

そうですね。区でそういうものをやっているところについては参加しています。ひまわりクラブとして参加しているという状況があると思います。

○山賀委員

一つ質問です。

○植木部会長

どうぞ。

○山賀委員

このタイミングで質問していいのかわからないんですけども、たまたまこの前用事があって笹口小学校のほうに訪問したときに、ふれあいスクールのほっと笹口かな。

○堀内こども未来課長

ほっとハウスさんです。

○山賀委員

ほっとハウスさんですか。それと、ひまわりさんが併設されているようなかたちになっているのを見て、子どもたちは、そういう場合はどういうかたちで利用するスタイルというか、あるのかなど。例えば、どちらかに所属するのか、あるいはふれあいのほうはその都度希望でやって、基本的に例えばひまわりをメインにして時々ふれあいを使うのか、いろいろな使い方があるのかなと思うのですが、一般的にこういう同じ場所にあるケースと、地域によってはひまわりが別なところにあるところもあると思うのですが。私なんかは自分の子どもは田舎なので、学校ではなくて違うところに、ちょっと離れていたりするところもあるんですけども、笹口さんのようにふれあいスクールと併設というか、そういうような場合は子どもさんたちは、その辺の使い分けはどんなふうにしているのかなというのが知りたいんですけども、いかがでしょう。

○堀内こども未来課長

笹口につきましては、確かにほっとハウス笹口とあって、毎日ふれあいが行われています。活動する場所も、かなり広い部屋がいくつかあります。そことあと岩室ですね。毎日やっているところは。笹口につきましては、ほっとハウスのほうは誰が来てもいいところです。今までかなりそれが厳密にやられてきたということが実はありまして、本来そのほっとハウスのところも、ひまわりの子が自由に遊びに行つてというのが、当然それがあるべき姿なんですけれども、それがなかなかうまくいっていなかったということが実はございました。ひまわりは何をしているのかなというふうな、ボランティアの方からの声もございまして、私どもは今回ふれあいのほうと地域のほうと話をしまして、今後そういう毎日ひまわりクラブをやられている笹口、あるいは岩室につきましては、原則ふれあいがやっている時間、4時半とかそれぐらいです。そこまではみんな同じ子どもたちなんだから一緒に遊びましょうと。あまり垣根を作らずに。そして、そのふれあいが終わったら、それはひまわりの子というふうなところでゆっくり休めるようなスペースがあるわけですから、そのような、もうちょっと子どもたちがみんなで遊べるようなかたちにしていこう

ということを再確認をしまして、地域とも話をしております。なので、今後はもっと垣根なくできるようなかたちにしていきたいと。今までは別々のところが、実はございました。

#### ○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

笹口の例は別ですが、他のふれあいスクールで一般的に、ふれあいスクールのほうは全児童が対象で誰が行ってもいいですという姿勢です。ひまわりクラブのほうは登録している子どもさんが行っているところで、そのひまわり子どもたちも、ふれあいスクールの時間帯はふれあいスクールで遊んでいいよというかたちで、同じ学校の施設にあるところは、子どもたち自然に行きますし、ちょっと離れているという施設については、それぞれの話し合いなんですけど、ひまわりの指導員さんが引率して連れて行ってくれる場合もありますし、子どもたちが同じ校地の中であれば自分で来ている場合もあります。先ほどお話ししたように、どちらかというひまわり子どもたちは限られたスペースで遊んでいますので、できるだけ体育館とか広いスペースで遊べるようにということで、そういった意味でもひまわり子どもたちが遊びに来れるような環境づくりをしています。それから指導員さん方からもふれあいを理解していただきたいということで、今年実は6月と10月の研修会があったんですけど、そのときにも指導員さんから来ていただいて、ふれあいの運営主任さん方と一緒に研修会に出ていただいたり、そんなことで連携をしております。

#### ○山賀委員

ありがとうございます。恐らく放課後の一つの事業が、教育と福祉で二元化しているのかなというところで、笹口さんのように、いわゆる共通の部分を作ったり個別の部分を作ったりして、いろいろと運営しているのかなというふうに、今お話しを伺って感じたのですが、ここの部会というのはどちらかという福祉のほうにウエイトを置いたところの中で、若干ケースによってはふれあいスクールとの兼ね合いが出てきたりとかというのは議論の中でもしかしたら出るかもしれないんですけども、今は私たちの中心としては福祉のほうにウエイトを置いた議論をしていくという理解でいいんですよね。

#### ○堀内こども未来課長

そうです。

#### ○山賀委員

ありがとうございました。少しすっきりしました。

#### ○植木部課長

おっしゃるとおりです。

#### ○大竹委員

すみません、それこそここでご質問していいのかわからないんですけども、このふれあい事業についてなんですけど、今この資料を見せていただいても、実施されているところ、されていないところ、やはり周辺部にふれあいスクールは未設置の学校が多いと思うんですけども、今のお話を聞いて、課長さんが説明されたように、ふれあいがあって、そこで楽しんで地域の一つのふれあいにして、その後ひまわりのほうに移行できるの

であれば一番いいなという思いがあるんですけども、未設置の、ふれあいが無いところについて、今ここで聞いていいのかわかるかよく分からないんですけども、今後どんなふうに考えていらっしゃるのか、教育委員会の方針をお聞きしたいなと思います。

○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

ふれあいスクールのスタート時が、どちらかというと旧新潟市で最初始まったというのがありまして、結局新潟市にたくさんあるわけですけども。毎年9月、10月に希望というかたちで、各学校に希望アンケートを取っています。そうした中で手を挙げてもらっているんですが、来年また6校がぜひやりたいということで回答をいただいています。68校になる予定なんですけど、希望がないというところでは、やはり校区が広いということがあったりして、放課後の下校が心配だということもありますし、また逆に、近くに児童館であるとか公民館であるとか、子どもたちが放課後遊びに行ける施設があるとか、あるいは地域クラブがあって、子どもたちが放課後地域クラブのほうへ行くというような、そういう事情もあって特に希望しませんというようなことで回答をいただいています。

○山賀委員

一つ私もいいですか。関連してなので、今の言葉の定義付けなんですけれども、ひまわりクラブと地域クラブ。地域クラブはいわゆる民設の。

○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

すみません。地域クラブは地域のスポーツクラブです。

○山賀委員

そういう意味のクラブなんです。ちょっと言葉の定義が分からなかったの。

○植木部会長

似たようなキーワードがたくさん出てくる会議なので、丁寧にその辺りの説明を。

○山賀委員

その辺またその都度説明していただければと思うのですが、実は私、西蒲区の小学校でいえば松野尾のほうにあるんですけど、松野尾はふれあいスクールをやっていないんですけども、実は私は小学校のPTA会長もやったことがあって、ふれあいスクールの研修会とか出たことはあるんです。なぜ手を挙げないかという、簡単にいうとPTAが運営するに組織化できないからなんです。共稼ぎ家庭は多いのですが、なかなかPTAがその中で何か協力、親たちの協力体制と作るというか、全部ひまわりクラブさんのように指導員さんがいてというようなものであればいいのだけれども、では自分たちでやらなきゃいけないんだよなとなると、なかなかやはり組織化ができないというところで、あまり関心がない学校です、おそらく。よそではこんなやっっているよいうと、やはり保護者は分からないです、どんなことをやっているのか。ではひまわりクラブと何が違うのかという、そういう中身もちょっと分からないようなかたちがあって、研修会でもおそらくこの辺の、黒ぼつが付いていないところは、ほとんど研修の参加もないのではないかなということだと思います。いかがでしょうか。そういう傾向はあるかなと推測されるんですが。

○西脇委員

そうですね。そういった現状もあると思います。昨年度、市の PTA の会長会。その折にふれあいスクールのお話もパートナーと一緒にさせていただいて、PTA 会長さん方からはお話を聞いていただいたんですけども、なかなかそういう機会も年に何回もありませんけど。

○山岸委員

ふれあいスクールの運営主任は私がしているんですけども、PTA と共催とはいえ、PTA がメインでうちはやっておりませんで、ある程度のサポートを PTA からさせていただいています。それは金銭的な部分と、それから今年度 PTA の委員になった方が、全く任せきりではいけないので、現実を知ってもらおう、自分の子どもたちの様子や学校の様子を知っていただくということで、1年に2回ボランティアで入っていただくということで、スタッフさんの気持ちや子どもたちの様子、学校の様子を見ていただくというかたちで PTA には入っていただいています。でも、私の知っているところでは、隣の小学校とか、もう少し先の小学校では、PTA の委員さんがスタッフとしてやっている、そういう場合は割とうまくいかないときも。言っているのか分かりませんが、やはり疲弊感というのでしょうか。働いている方が多くて非常に難しいというお話は聞いていますので、今、問題解決に向けて一緒にお話ししたりとかしています。

○山賀委員

先ほど言いましたように、いわゆる教育の事業としてのふれあいスクールがあって、そして福祉としての放課後児童クラブがあるという中で、実は私たちが両方について全部理解しているわけではないというところで、おそらくこういう、どこでイメージをそれぞれ整理したらいいのだろうかということが出てくるのかなと思います。だから放課後のことを考えるうえで、さっきの私の表現でいうと二元化しているので。でもみんながみんな、じゃあふれあいスクールは何をやっているんだろうかというのは経験的にないものなので見えない。ひまわりクラブは大体イメージがつくんだけど、こういうふうに並べられると、その辺をどういうふうにイメージしたらいいのかな。片方ではひまわりやっています。片方ではふれあいとひまわり両方やっている地域ですというふうに言うと、ちょっと私たちとしてはその辺のイメージが持ちにくいところが正直あったものですから、なぜふれあいばかり話が出るかという、実はふれあいのことがよく分かっていないということなんだと思います。

○植木部会長

では大竹委員。

○大竹委員

今、山賀委員がおっしゃったように、でもこうやって聞いてみると、ふれあいスクールを通して地域の人と触れ合うということをとってもいいことだなというふうに思いますし、さっきの説明であったように、ひまわりクラブの中に地域の方が入っていくというのはな

なかなか大変です。それこそスペースの問題もありますしいろいろな問題があると思うので、やはりこうやってふれあいスクールがあって、そしてそちらも参加でき、そして放課後児童クラブも利用できというようなかたちが取れると一番いいと思うのですが、なぜふれあいスクールが、みんな分かれば。私のところは横越なんですけれども、今年 6 年生までモデル地区になっているんですけれども、何度か話があっては消え、あっては消えなので、どうしてかといったらその運営のあり方ということだと思えるんですけれども、そのところを地域に対してふれあいスクールは今、山賀委員がおっしゃったようにどういうものなんだというようなことがまだ熟知されていないということと、それから PTA さんが主体になるということはどうなのかなと。やはり周辺部であればあるほど、保護者の立場で参加するというのは、それこそ学校区も広いですし、なかなか仕事終わって集まるのは大変な状況というのが考えられますよね。そういったことも含めて、PTA が主体というかたちはなかなか難しいんじゃないかなと思ったりしますので、その辺の運営について、その関係者にもう少し丁寧な説明を、回数を重ねていただければいいなと思っています。以上です。

#### ○植木部会長

山岸委員、山岸委員の今のお仕事の中で、簡単に構いませんけど、具体的にどのような放課後の子どもたちの姿があって、委員自身がどのようなかかわりをしているかというのを少しご紹介いただけますか。

#### ○山岸委員

放課後ふれあいスクールということで。西内野小学校では特別な場所はありませんので、空き教室の利用ということで家庭科室、それから図書室、グラウンドを使って行っています。各場所に 2 人ずつスタッフさんが付いておりまして、子どもたちはその中で自由遊びを基本として来ます。ほとんど低学年が多いです。高学年になりますとどこのふれあいスクールもそうなのですが、おけいこ事があったりお友達同士のかかわりがあったりしてなかなか来られないのですが、8 割方 3 年生以下の児童が来ているように感じています。ふれあいスクールで自由遊びだけだとまた子どもたちも飽きてしまうので、時には廃材を利用した自由工作や、何かちょっとしたものを利用したイベントというまで大きくはありませんが経験するようなものを、例えば折り紙が得意な地域の方に来ていただいて、きょうは折り紙教室というようなものをやったり、そういったことをしています。

構成としては、地域の方、それから保護者、大学生、そして私たちは卒業生にも声を掛けてジュニアボランティアということで、また成長の学びということで来ていただいています。中学生にも声を掛けて、今 8 名スタッフがいます、合計 50 人のスタッフで運営している状況なんですけど、非常にその辺は苦勞もありつつです。運営主任が 5 人います、5 人で運営しています。メインな感じでお話ができましたが、PTA の役員はその中にはいません。やはり先ほどお話しの出た運営委員会の委員長さんに PTA の会長さんがなっていたら、それから消耗品とか、ちょっと市の予算では買えないような紙皿を使った工作とかあ

りますので、そういった金銭的な部分で PTA 会費から年間 4 万円というお金を消耗品費としていただいております。そういった活動をしています。なので、本当に地域の方それぞれの男性、女性、老若男女、いろいろな方と子どもたちがかかわるいい場として活動を今しているような状況です。

#### ○植木部会長

ひまわりクラブもふれあいスクールも、同じ放課後の小学生を対象にする事業ですけれども、それぞれに特徴があるわけです。ですから、基本的にはそれぞれの事業を拡大していくというふうな基本的な考え方でいいのかなと思います。それから、これは厚労省の考え方もそうですけれども、かといってでは両者を一緒にするかというとそうではなくて、それぞれ二つの事業を独立させながら、両者をどうやって連携することで、その連携によってよいところを出していく。それによって子どもたちにメリットを及ぼしていくというふうな考え方になるのかなと思います。従いましてこの部会では、基本的には放課後児童クラブ、つまりひまわりクラブのよさというところを皆さん方に考えていただいて、新潟市としてどのようなひまわりクラブがふさわしいかということを中心に据えながら、福祉的にふれあいスクールがどのようにかかわってくださることでまたひまわりクラブがよくなっていくかというふうに考えていく、こんなことが基本的な考え方かなと思います。よろしいでしょうか。その他どうでしょう。

#### ○森委員

学校からの情報入れますね。前任校は白山小学校でしたが、体育館の下にひまわりクラブがありました。学童クラブ保育がありました。上の体育館を使ってふれあいスクールをやっています。大体 10 時から 11 時が子どもたちが遊びに来る時間帯でした。たまに来ないなと思っているときもありました。そうするとひまわりクラブは、時々ひまわりクラブ独自の活動があつて、自然科学館にきょうは出掛ける日でしたとか、そういう日は来ませんでした。そういった自分たちが活動する日は別として、大体土曜日ふれあいスクールをやっていると。10 時から 11 時くらい、時間を決めて体を動かしに来ます。そしてまた下のひまわりクラブへ戻って静かに本を読んだり宿題をしたりしていた、そういう状況がありました。今の学校はそれを水曜と土曜でそれもいいんですが、問題は実は夏休みにあるんです。夏休みはふれあいスクールがないのです。彼らは行く場がないのです。問題は。

#### ○山賀委員

夏休みは一切どこもやってないんですか。任意でやっているんですか。

#### ○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

原則平日と土曜日ということで、放課後の子どもたちの活動場所なんですけど、ただイベント的なもので夏休み中にお楽しみイベントみたいなことでやっているものについては。

#### ○森委員

ピンポイントでお楽しみ会を土曜日にやったり何とか集会やるというのは、それはあるかもしれないけど、基本的に長期休業中はふれあいスクールはないです。

○西脇地域と学校ふれあい推進課副参事

ないです。

○森委員

ひまわりクラブの狭いところで、頭突き合わせて熱くなって頭から湯気出しているんです。私は見回りに行くので分かるんです。時々遊ばせてねとかいうので、どうぞどうぞ、上の体育館が開いているときは遊んでいいですよ。夏休みが問題なんです。

○植木部会長

ふれあいスクールに関してはいろいろと課題があって、ご意見もあるでしょうけれども、基本的にこの部会はひまわりクラブの検討ということですので。少なくともふれあいスクールと連携する際にいろいろと課題が見えてきます。具体的にひまわりクラブが放課後とか、あるいは長期休みのときに、ふれあいスクールと連携しようとするときにそれがうまくいかない部分があるのではないかと。ではそれがうまくいく方策は何かということはこの部会の検討課題かなと、こんなふうに思いますので、これに関しては次の議題の(2)の中身を、また事務局からお聞きしながら具体的な検討に入っていきたいと思います。森委員、ありがとうございました。

## **(2) 国の専門委員会の検討内容と新潟市の現状と方向性について**

○植木部会長

それでは議事の(2)国の専門委員会の検討内容と新潟市の現状と方向性についてです。先回の会議では、会議の最後のところで、この会議そのものは子ども・子育て会議、つまり子どもと子育てを支援するというを確認したわけでございます。このうちの子育て支援というのは子育てをする親支援、保護者支援だということでもございました。一方でやはり子どもを支援する子ども支援の視点、これもやはり重視しながらこの部会は進めていかなければいけないのではないかとというようなことを確認をしたところでございます。それを踏まえて、放課後児童クラブの条例に定める具体的な基準を検討していくというようなことも合わせて、前回確認をしたところでございます。従いまして今回は、その具体的な基準がどのような項目があって、あるいは国がどのような項目を示している、われわれがどのような項目を検討しなければいけないのかということを、今回初めて確認をするということになります。それについて事務局から説明をお願い致します。

○本間こども未来課育成支援係長

座って説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。資料1は、国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」第6回までの検討内容と、新潟市の現状と方向性についてということでまとめた資料でございます。国の検討内容と新潟市における現状、また部会で検討していただきます新潟市の今後の方向性について、また今年1月から5月まで3回開催されました、新潟市放課後児童クラブのあり方懇談会における意見を、それぞれ表で併記させていただいたものでございます。前回10月4日に開催しました第1回目

の時点では、国の専門委員会を第4回まで開催したところです。その後10月23日に第5回、11月11日に第6回の専門委員会が開催されまして、基準の素案的なものがある程度見えてきたかなというところでございます。表中の、国の専門委員会の検討内容のうち、ゴシック体で記載されたところが、11月11日に開催された第6回の検討内容となっております。まず初めに、基準の検討を行ううえでの前提と致しまして、表の上のほうの部分に、基準の区分の詳細について示させていただきました。これは平成21年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画について次のとおり定義されたものでございます。まず、「従うべき基準」とは、これにつきましては放課後児童クラブであれば、職員の資格とか職員の員数、こういったものが「従うべき基準」に当てはまります。条例の内容を直接的に拘束するものであって、必ず適合しなければならない基準であります。が、その基準に従う範囲内であれば、地域の実情に応じて内容を定めるという条例も許容されるというものです。異なる内容を定めることはあくまでも許されないというふうになります。

これに対しまして「参酌すべき基準」、こちらにつきましては、放課後児童クラブの基準であれば児童の規模、施設・設備、開所日数、開所時間、こういったものが「参酌すべき基準」に該当致します。国のほうで基準が示されますけれども、地方自治体が十分その基準を参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものというふうに規定されております。

続きまして各項目について説明させていただきます。まず(1)の基準の範囲・方向性についてです。新潟市はこれまで、公設のひまわりクラブにつきましては、新潟市のひまわりクラブ条例、条例施行規則、また国の示している放課後児童クラブガイドラインの基準に沿うようなかたちで運営をしてきました。また民設クラブについては、補助金を出している関係上、公設のひまわりクラブと同等の内容で実施するよう求めてきたところです。国の検討内容では、児童の適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とする事業であるということが再確認されております。また保護者が児童を安心して預けることができるように環境を整えたり、安全面に配慮したり、また児童の発達段階に応じた自主的な生活や遊びの支援を行うものであるということ踏まえて、現行のガイドラインの内容を基本として、新たなガイドライン等を明確化することが専門委員会です承されております。新潟市の今後の方向性と致しまして、一番右のほうですけれども、国の示す新たな基準を踏まえまして、またニーズ調査などによって地域の実情を把握したうえで、新たな条例を制定して実施していこうというふうに考えております。そのための必要な基準をこの部会で検討していただくこととなります。

次に(2)具体的な基準の内容についてでございます。①の「従うべき基準」として、職員の資格という項目がございます。職員の資格の一つ目ですけれども、職員の資格につきましては、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とするというふうになってございます。「児童の遊びを指導する者」については、一番右下の四角枠の囲いの中に記載してありますけれども、字が細かくて申し訳ないんですけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関

する基準の第 38 条に規定されておりました、保育士や社会福祉士、幼稚園、小中高校の教員といった資格が示されておりますし、こちらの四つ目のぼちでご覧いただきたいと思うんですけれども、高卒等の者であって 2 年以上児童福祉事業に従事した者というのも、この指導する者に含まれてございます。

もう一度国の検討内容の枠に戻っていただきたいと思うんですけれども、丸の二つ目でございます。また、全員に資格を求めないというふうにされております。この部分について新潟市の現状ですけれども、公設のひまわりクラブの正規指導員につきましては、この「児童の遊びを指導する者」の資格を今現在は保持しております。ただ臨時指導員につきましては資格要件を設けていないというところでございます。民設のクラブにつきましては、現行のガイドラインでは、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が望ましいということが現状のガイドラインですので、民設クラブにおきましては可能な限り従うようにというふうに求めております。また新潟県のほうで児童厚生員の関係の研修なども控えておりますので、そういった際にはすべての民設クラブにご案内しているところです。また一番右のほうをご覧いただきまして、あり方懇談会の際には、高学年や障がい児の受け入れにはきめ細やかな気配りのできる指導員が必要だという意見も出されているところです。先ほどから資料の左へ行ったり右へ行ったり見ていただいて恐縮なんですけれども、また国のほうの検討内容の下のほうをご覧ください。論点、ゴシック部分になります。論点 1 の下線を付けた部分ですけれども、(案 1) 省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者であって、研修を受講した者」とする、こちらが採用されております。研修のカリキュラムを含めた実施体制につきましては、さらに検討される予定です。これまでのガイドラインでは、資格を有する者が望ましいというふうにされておりましたので、望ましい規定ではなくなるだけではなくて、研修も要件としたところがこれまでと違うところがございます。

1 枚めくっていただきまして、具体的な基準の内容の①、同じく「従うべき基準」として、職員の員数という項目がございます。こちらにつきましては下段の「参酌すべき基準」のうちの児童の規模というところと関連が深いですので、先に児童の規模というところについて説明をさせていただきます。平成 18 年のガイドラインでは、児童の規模はおおむね 40 人程度まで、また最大 70 人までとすることとされておりました。国の専門委員会では、二つ目の丸ですけれども、下線を引いたところです。児童の集団規模は、おおむね 40 人までとするということが採用されました。ただし図にございますように、クラブの中でクラス分けを行うという案が出てきております。こちらにつきましては、また今後も引き続き再検討をされる予定というふう聞いております。また児童数につきましては、下のゴシック、論点 3 のところですが、児童数「40 人」を維持するということは大事だが、余裕があれば待機児童を受けられるようなしくみが必要とのことです。その次の(案)というものが、おおむね了承されたかたちというふうになっております。(案)のところですが、毎日利用する児童、継続して利用する前提で申し込みをした児童の人数に、一時

的に利用する児童、具体的には塾とか習い事、そういった関係によりまして、週のうち数日スポット利用する児童の平均利用人数を加えた数字でとらえるということで、全体の利用児童の平均とすることは認められないものの、一部は利用児童数でカウントすることも認められる方向が出てきているようです。

ここで新潟市の現状でありますけれども、41人以上のクラブが、5月現在ですけれども54クラブございます。また71人以上のクラブにつきましては29クラブあります。ただし、こちらにつきましては登録児童でとらえております。クラス分けの採用によっては基準に当てはまるクラブが多くなると思われまます。一方あり方懇談会の際には、「学習するところ」、「体を休めるところ」、「運動をするところ」を含め、スペースをきちんと定めないと、やはり子どもたちが健全に過ごすことはできないというような意見です。また、子どもと指導員が信頼関係を構築できる。また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけでない基準も必要だという意見も出ています。

上段に戻りまして、職員の員数でございます。新潟市の今後の方向性でございます、職員の員数の表をご覧ください。児童数40人までにつきましては、新潟市の現状は左のほうですけれども、正職員らの有資格者を2名配置しております。一方国の案でございますと、複数配置を基本としながら、一クラスには有資格者を1名以上配置することとしております。(案1)、(案2)は表ではちょっと分かりづらくて、国の専門委員会の検討内容の論点4の中ほどにもあります。(案1)と(案2)の違いなんですけれども、(案1)はクラスの数に1を加えた数を最低員数とするというものですし、(案2)につきましては、一クラスに2名以上配置するものというものでございます。こちらにつきましては国のほうで折衷案をこれから考えるということでございますので、今後また新たに明らかになる事項でございます。

続きまして3ページ目をご覧ください。「参酌すべき基準」のうちの施設・設備でございます。まず丸の一つ目でございますけれども、専用室・専用スペースを設けることとなっております。平成19年のガイドラインでも専用スペースを確保することがうたわれております。新潟市のほうもガイドラインに従いまして、これまで施設整備を行ってきたところでございます。専用室または専用スペースのイメージということで、太い四角の枠の中となっております。新潟市も現行この考え方に同じものになってございます。丸の三つ目です。線を引いた項目です。一人当たりおおむね1.65平米以上を確保するという基準がございます。これはそのまま採用されております。こちらにつきましても、これまでのガイドラインと同じ面積となっております。下のゴシックの論点7ですけれども、面積要件を考えると、児童数について検討されております。これは先ほど児童の規模のところの説明させていただきました、論点3と同じく、一部は利用児童でカウントすることを認められる方向が示されております。ここで新潟市の現状ですけれども、1.65平米を確保できていないクラブが11クラブございます。そのうちの1校、西内野小学校につきましては、今年度分割をして、第2ひまわりクラブを小学校敷地内に整備をしてクラブを分割し、狭隘

化を解消する予定になっております。

児童福祉法が改正されて小学校 6 年生まで受け入れるということで、高学年受け入れ開始後、新潟市では現在 1.2 倍登録児童が増えるというふうに見込んでおります。平成 27 年 4 月から法が施行されますので、それに間に合うように、また待機児童を出さないように、今後施設整備を進める予定にしております。そこで今後の方向性のところを四角囲みに記載させてもらっておりますけれども、施設・整備方針とういことで、まずは小学校内の空き教室を利用していきたいと考えておりますし、西内野小のように小学校敷地内に整備をすること、こういったところを基本にしているんですけども、どうしても緊急的に間に合わないという場合は、子どもたちが下校した後、特別教室などを暫定利用することも実は視野に入れておるところです。こちらにつきましては教育委員会と連携をして、今年の 8 月に小学校の校長会で説明させていただいたところですので。あり方懇談会におきましても、児童の規模の項目で紹介させていただいた内容は、意見が出ておるところです。

また、国のほうの検討内容のところをご覧いただきたいんですけども、丸の四つ目、五つ目です。ただし、子ども放課後教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合などは、留守家庭児童とそれ以外の子どもが同じ部屋で過ごすケースも想定される。またこうした場合であっても、クラブが生活の場であるということを鑑みると、最低限生活するスペースを専用とすることを基本とする。また、ただし、クラブの実情に応じて児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととするというふうにされております。

先に進みます。ここでちょっと関連がありますので、6 ページ真ん中をご覧いただきたいと思えます。ふれあいスクールの開設につきまして先ほどご説明がありました。また児童館の中に放課後児童クラブがあるのは、今、新潟市内に三つあります。公設では亀田東ひまわり、白根ひまわり、それぞれ児童館のセンターの中にありますし、民設ですけれども青山児童クラブが有明児童センター内に設置をされているというところがございます。こちらにつきましてはすべて専用室を確保して運営されております。

申し訳ありません、また 3 ページに戻っていただきまして。開所日数の項目です。論点 8 にありますように、年間 250 日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするとの案が了承されております。新潟市においてもほとんどのクラブで 250 日以上運営しております。ただ、保護者会等で運営している民設の四つのクラブにつきましては、土曜日開設をしていませんので、これを下回るという状況になっています。今ニーズ調査を取りまとめているところですけども、ニーズ調査の項目にも土曜日の開設の希望を聞く項目がございますので、次回以降の具体結果を報告させていただきたいと思えます。

1 枚めくっていただきまして、開所時間の項目です。論点 9 にありますように、開所時間は平日につき 1 日 3 時間以上、休日につき 1 日 8 時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするとの案が了承されております。

す。新潟市の現状ですけれども、公設のひまわりクラブでは、平常授業の期間では午後 6 時半まで、土曜・臨時休校・長期休業中は午前 8 時から午後 6 時半までとなっております。民設のクラブにつきましては、地域の実情に応じて決定しております。ひまわりクラブより短く設定されているクラブが 8 クラブ、一方長く設定してあるクラブも 8 クラブでございます。あり方懇のほうでは、保育園並みの開設時間が保護者の希望であるとか、また一方で子どもの健全育成とのバランスも大切との意見が出ております。こちらにつきましてもニーズ調査の項目でございますので、また次回以降報告させていただきたいと思っております。

次にその他の基準になります。国の専門委員会では、1 非常災害対策、2 運営規定、3 保護者、小学校との連携など、他の児童福祉事業等で定められている基準を参考に、基準を設けることが検討されています。新潟市の現状ですけれども、これまでのこういった項目につきましては、ひまわりクラブ条例には規定されていないのですけれども、指定管理者の業務仕様書であったり、協定書のほうで規定しているところです。

次のページをご覧ください。次の③地方自治体で定める基準と、また④のその他ということで、「従うべき基準」でもなく「参酌すべき基準」でもない項目ですけれども、利用料金減免制度等についてです。国のほうでは事業に対して国の助成の割合等が示してあります。事業費全体の 2 分の 1 を保護者負担で賄いまして、残りの 3 分の 1、全体の 6 分の 1 を国が負担します。あと残り 6 分の 1 ずつを県、市町村が負担するんですけれども、新潟市は政令市ですので 6 分の 2 を負担することとなっております。こちらも条例に定める基準となりますので、次の指導員の待遇の項目とセットに致しまして、この部会で検討していただきたいと考えております。現在この二つの項目については、事務局のほうで調査研究中ですので、次回以降にご検討いただく予定となっております。

次の利用手続きについてです。一重丸の一つ目の丸です。従来どおり、地域が地域の実情に応じて利用申込・利用決定の方向を定めることとするのが適当であるというふうにされています。あっせんとか調整等、または優先利用については待機児童が出た場合に検討する項目となっております。新潟市においては現状待機児童はおりません。現状のところ、四角囲み、4 年生以上の特別事由の理由につきまして四角囲みで、障がいのあるお子さまとか、そういったところを例に記載させていただいています。

次のページをご覧ください。高学年受入際しての配慮の項目です。一つ目の丸ですけれども、法改正によりまして、6 年生まで事業の対象範囲であることが明確化されましたが、あくまでも「対象範囲」を示すものであります。個々のクラブにおいて、必ずしも 6 年生まで受け入れなければならないとはいえないとされております。あり方懇談会でも障がい児を含む全小学生の受け入れを望む意見をいただいておりますので、公設クラブにおきましてはすべて全学年を受けられる体制の整備を行う予定にしております。民設クラブにおきましては、同じ小学校区内に公設クラブがあつて、幼稚園などで実施しているクラブにおいては、必ずしも高学年の受け入れを要請する必要はないのではないかというクラブ

も考えられます。現状におきまして、公設の高学年受け入れモデルクラブにつきましては、万代長嶺、木戸、横越で実施しております。4年生以上の割合ですけれども、11.8パーセント、民設クラブのパーセントは33.7パーセントというパーセントになっております。実際の高学年の利用ニーズにつきましても、調査の結果を待ちたいというふうに考えております。

中ほどの、放課後子ども教室の連携、児童館における実施は先ほど来、ふれあいスクールの説明とか児童館内の期間の説明をさせていただきましたので、割愛させていただきました。一番最後ですけれども、放課後児童健全育成事業として行わない「学童保育」についてという項目です。丸の一つ目、児童福祉法上の、「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合は、児童福祉法に基づく事前の届出を行い、事業を実施することとなるとなっております。が、丸の二つ目で、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として行わない「学童保育」については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能であるとしておりまして、例えば塾的な要素が強いクラブですとかといったところについては規制を受けないということになります。さらに保護者のほうで、これが「放課後児童健全育成事業」なのか「学童保育」なのか、適切な判断となる情報を市町村が情報提供する体制も整えなければいけないというふうに示されております。ちょっと長くなったんですけれども、次回、第7回の国の専門委員会が12月11日に予定されております。まだ明らかになっていない項目が順次明らかになると思いますので、次回の部会の際にまた内容をお示しできればというふうになっております。以上、長くなったんですけれども、説明を終わります。

○植木部会長

いいですか。何かありますか。

○本間こども未来課育成支援係長

すいません、もう一つ抜けておりました。だいたい今、全体を説明させていただきましたので、本日は国のほうでかなり明確になったもの、職員の資格ですとか職員の員数、児童の規模、施設・設備、こういった項目につきまして特にご意見をいただければと思っております。また条例を定める基準では公設のクラブだけではなく、条例に準ずるよう指導することになるだろう民設クラブへの影響もございますので、そういったことも念頭にご議論いただければと思っております。

○植木部会長

すいません、もう1回言ってください。きょう意見を言っていたきたい個所はどこだという指示ですか。

○本間こども未来課育成支援係長

繰り返します。職員の資格、職員の員数、児童の規模、施設・設備、こちらを重点的にご意見をいただければということでは考えております。

○植木部会長

分かりました。この後の議論ですけれども、まずは今説明いただいた内容の確認の意見をいただきます。その後、今後指示いただいた項目についての、各委員のご意見をいただく。ただし、各委員のご意見、今回と次回と2回発言の機会がございますので、きょう言い足りない部分があっても、また次回ご意見を精査してご発言できるということを踏まえてご発言いただければと思います。それではまず、今ご説明いただいた資料についてのご質問や確認事項はございますか。

○山賀委員

一つ確認なんですが、現在の指導員さんの資格、既にもう事業でやっている指導員さんの資格は、この「児童の遊びを指導する者」に準じてやっているのかどうかということを確認したのですけれども。

○植木部会長

お願いします。

○本間こども未来課育成支援係長

市の現状のところに記載されていますけれども、ほぼ沿うようなかたちで求めていますけれども、すべて合致しているというのではなくて、今、社会福祉協議会に指定管理で委託しているのですけれども、社会福祉協議会のほうでこういった教員とか保育士とか社会福祉士、児童厚生員、こういった資格を有する者ということで採用しておりますので、こちらの児童福祉施設の設備に関する基準のほうに指定している、「指導の遊びを指導する者」と若干異なるものがございます。

○植木部会長

山賀委員、分かりましたか。

○山賀委員

若干異なるものは、どの辺が若干異なるのでしょうか。要するに正規の指導員さんは、例えばこういうふうに要件がきちんと明確化されましたよといったときに、今の正規の指導員さんについては特に問題なくその要件を満たしているとみなしていいのか、若干やはりこれにみなされない部分の職員さんが出てくる可能性はありますので、何らかの対応が必要になるケースもありますということなのか、その辺が分かれば。

○本間こども未来課育成支援係長

今の在籍している正規指導員につきましては、今後のこの基準にすべて対象になっていきますので、資格を有する指導員というふうになっております。

○山賀委員

ではこの辺の要件については、特に現状のほうでは何か変えていくという必要性は、現在配慮する必要性は今のところはないと。配慮が必要な対象の正規指導員はいませんということ。

○本間こども未来課育成支援係長

そうです。新たに何かしてもらおうということはないです。

○山賀委員

ないですね。というのは、やはり行為をする側としては、当然こういう要件を満たさない職員が仮に正規職員の中にいると、その研修とか資格取得とか、場合によったら職員等の入れ替えとかそういうことが出てくるので、非常にこういう要件が変わってくると、採用している側としては非常にいろいろ慎重に対応しなければいけない部分が出てくるのかなというのが心配になったので確認をしました。

○堀内こども未来課長

いいですか。

○植木部会長

はい。

○堀内こども未来課長

国の議論がこれからまだ今引き続いていますけれども、おそらく、うちはこうですけどもよそも、これをいきなりされたら困るよねというところもあると思うんです。例えば経過措置だとか、そういうふうなところをどう考えるかということも今後出てくるのかなとも思います。うちは、社会福祉協議会でいえば、資格を持っている人、あと2年以上従事していればというところもありますので、そういうところに当てはめればまずは大丈夫かなと。これから採用する部分についてはここを重視していけばいいことですので、そういう部分ではあまり影響はないのかなと。ただ、そうではない市町村も多分あると思いますので、その辺についてはいきなりそうはいつたからって全部そんなことを言われると困るといところもあると思いますので、そういうところも国においては議論がされているところだと思います。あと、研修を受講した者という新たなところが、この辺ありますので、そこは県がおそらく実施主体になってくるのかなと思いますけれども、その辺もどういうカリキュラムでやられるのかなんていうのも、これから出てくることだとは思いますが。

○植木部会長

その他いかがでしょうか。ちなみに現行の現任研修は県レベルで、あるいは社協レベルで、どのようなものが行われていますか。

○堀内こども未来課長

社会福祉協議会の、ひまわりクラブの研修内容です。前回皆さんに必携でお渡しした中で。

○植木部会長

いずれにしても県レベルの研修と社協レベルの研修と、現行でも二つ行われている。

○堀内こども未来課長

ひまわりクラブの研修は、社協で行われている研修は、本当に種類が多く、地区別ですとか全体研修とか、あと地域別ですとか、いろんな部分があります。ただ、それとこれは

一緒ではないわけで、今度はこれが、どういう位置付けの研修がこれに当てはまるのかというの、また今後ご議論になるかと思えます。今行われているというのは、あくまでも社会福祉協議会のひまわりクラブ職員として、社協がカリキュラムを組んでやっているわけです。あるは県の研修に参加者してという、そういうふうなものですので、このものが今度どういうふうなものになるのか、基本的に、どういう内容が入れられた研修になってくるのかというのは、これから国のほうから示されるのだと思えます。

○植木部会長

おそらく研修を何かしらしていかなければいけないというのが予想できるわけですね。そうすると現行で研修が全く行われていないということはあり得ないわけですが、何かしらの研修が行われていると。それがその現行の研修と、この社会保障審議会で議論されているこの研修とで、どのような関連性があるかということは、おそらくこの部会で確認をして議論することでまた答えが出てくるかなというふうに思えますので。そういった意味では次回以降、現行でどのような研修が行われているかというのをちょっと整理していただいて、委員に示せるようにしておいてください。

○森委員

言えないと格好悪いですよ。

さっき言っているのは、各地でやっているというのは形態とか会場のことであって、研修内容を答えてないんです。教員だとすぐ研修内容を答えられます。

例えば学習指導で生徒に理解を深めた生徒指導です。当然答えられるでしょう。それから人権・同和教育です。新潟市独自の人権・同和教育をやっています。それから防災教育をやっています。この四つは欠かさず全員がすぐやりますとか。これ内容が答えられなければちょっと格好悪いんです。

○堀内こども未来課長

資料があればすぐ答えられるんですけども。

○森委員

それぐらい覚えていなきゃ。私でも答えられます。

○植木部会長

正確な情報を把握したうえで、次回以降お願い致します。

○堀内こども未来課長

分かりました。

○植木部会長

その他いかがですか。確認事項はよろしいですか。それでは、この後、各委員からご発言をいただくこととなります。先ほども少し言いましたが、今回第2回の部会、それから次回第3回の部会、この2回でこうした項目についての皆さん方のご意見を伺うことになります。そして第4回までの間に一つの素案のようなものをまとめて、それをまた第4回で再度議論をして確認をしていただく、こういうふうな流れになるかなと予想されています。

す。ちなみに、今年度のこの部会が全 4 回ですけれども、われわれの任期を見ますとその先もどうやらかつながつているようですので。前年度以降その素案についてのパブリックコメント等がかけられて、それに関してもまた再確認というようなかたちでつながっていくのかなど。おおむねの流れはそのようになるかと思えます。

それでは順番にご意見をいただいてよろしいでしょうか。森委員からご意見をいただいてよろしいですか。

○森委員

おそらく新潟市はこの職員の要件はきちんと大丈夫だと思っています。私が知っている方はみんな、正規の方がちゃんと入っているし、臨時指導員が特別なだけであって、あと正規の方は全部大丈夫だと思っています。あとは実際にそういう研修の場が必要だなというのはよく分かっていました。例えばひまわりクラブの職員であっても、半分公務員に近いのだから、公務員としての服務勤務のあり方とか、そういうのはきちんと厳正に行わなければ駄目だし、例えば子どものけがだとかさまざまな事案が発生したときの危機管理、防災教育を含めた危機管理については、新潟市の子どもを預かる者としては欠くことができないなというような研修は、県がやりますとか何かでなく、市として必要なものはきちんとやってくれというふうに私は思っています。それが政令市なんだなと思っています。どちらかという、教員の場合は県の教育センターの研修よりも、新潟市の総合教育センターの研修が勝っています。ですからそれでいいと思っています。

あとはこの人数が 1.12 倍でいいのか、1.2 倍になるのかという、高学年を集めたときの人数がどうなるかといって、そうするとやはり大きな子がいると、動く範囲が広いよなというのがすぐ頭をかすめてしまうのであって、大きな子がいると動く範囲が広いのに、本当に施設が確保できるかなというところが懸案材料であります。ひまわりクラブが破裂している例えば新通小学校なんていうと、教室がもうないんです。空き教室がない、プレハブにはみ出ているという状態で、そこで空き教室を使うなんていうのはあり得ないことだし、それは大変だなと。女池もばんばんになってはみ出ているのに、そこをどうするんだろうなと、大きい子が来たらと。やはり、何か早めに手を打たないといけないのかなという感じが今しているところです。それが一番大きいところです。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。大竹委員、お願い致します。

○大竹委員

私もその児童の規模のところです。待機児童を受け入れられるようなくみが必要だという論点のところの説明で、今現在は待機児童はいませんというご説明でしたけれども、理想的には今 40 人クラスを作るというようなこととか、今現状を見たときに、一人当たり 1.65 平米を確保するというところの項目でも、より小さいということがひまわりで七つ、民設で四つ、11 クラブあります。

41 人以上というところが 52 あって、それが 71 人以上が 29 あるというようなこと、そ

れが大規模なところ、40人と1.65という広さを考慮すると、現実にそれをきっちりしたときに、適正に1.65を守って収容したときに、はみ出る人は本来は受け入れられずに待機というかたちになっていくのかなというようなことを思ったんです。ですから、適正な収容数とか広さを確保したときに、本当に待機がないと言えるのかなということも感じました。以上です。

○植木部会長

1.65平方メートル以上という基準が出ましたけれども。

○大竹委員

森先生もおっしゃったように、6年生に対して保護者が危惧しているというのは分からないではないですし、1.65というのも、本当に子どもが稼働する範囲を考えると、これが40人、70人一緒にいて1.65といったら、すごくうじゃうじゃいるという感じが否めないですよ。

○植木部会長

そうですね。この部会は本当に子どもの育ちを考える部会ですので、その施設の規模に子どもを合わせるというふうになると本末転倒になってきますよね。ですから子どものニーズというかに環境のほうを合わせていく、こういうふうな視点が子ども支援の視点かなと思われまので、その辺りの兼ね合いがこの部会での重要な議論の点になるかなと思います。ありがとうございました。山賀委員、お願い致します。

○山賀委員

質問も含めてなんですが、先ほどの、6年生までに対象者が拡大したときの利用者数の見込みというところが1.2倍とか、その根拠はもう出ているんですか。市として、今の何点何倍になるかなというのは、何を根拠に発言したのかよく分かりません。こういうデータがあつてそういう見込みだということかどうなのか、その辺質問です。

○小沢こども未来課課長補佐

実際に試したことがないので、実数は分かりませんが、われわれの想定に致しますと、毎年学年の持ち上がり率というのがありまして、これが大体学年が上がるに従ってだんだん落ちてくるんです。今のところわれわれが想定しているのは、3年生から4年生まで上がるのが大体1割ぐらいです。それから4年生から5年生に上がるのが5パーセントです。それから5年生から6年生に上がるのが3パーセントです。それを掛け合わせますと、この3年間で大体20パーセントになるのではないかと、今そんなことで試算はしております。それを検証するためにも、今のところ市内の3カ所、木戸と横越と万代長嶺の3カ所でモデルクラブの受け入れもやっているところです。

○山賀委員

そうすると、いわゆる学年が上がることによる利用者の持ち上がりということを想定してということで、新たな新規の人たちが来るというのはあまり想定はしていないというこ

とですか。

○小沢こども未来課課長補佐

新規もその中に含めてです。

○山賀委員

含めてですか。分かりました。もう1点私が感じたのは、1年生から3年生までの親のニーズと、あと4年生以上の場合の子ども本人のニーズはどこで確認していくのかなと思うのです。1年生から3年生の場合はやはり学年が低いので、やはり親が学童に、放課後児童クラブに預けておくと安心だなというところがあると思います。でも4年生以上になると、さっき言ったようにいろいろな子どもなりの活動、過ごし方が出てくるので、そのところをリサーチというか把握をするということも大事ななと思っています。その中でさっきのデータと突き合せたときに、本当にそういうふうな数字になっていくのか、むしろ逆に5年生、6年生はあまり使わなくてもいいと、家で過ごしているほうがいいのかというようなのがあれば、それなりの見込みが出てくるのかなと思って伺っていました。定員設定はそういう面では非常に、その見込みをどういう根拠で出して定員設定するのが一番難しいところなのかなと思うので、さっきのようにどっと5年生、6年生が来たらどうしようかという不安は、やはり何を根拠で数を見込むかだと思うんです。ですので、親の思いとしては6年生まで預かってもらえるというのはうれしい親が増えるかもしれないです。ただ、子ども自身としては、「預かってくれるんだって。じゃああなた行く？」と言ったときに、「いや、俺行かないよ」とか「私も家で過ごしているほうがいい」とかいう子どもが出たときに、そこに数字の乖離（かいり）が出てくると思うんです。その辺の把握はしないのかなというのが、ちょっと感じました。以上です。

○植木部会長

今のようなご意見というのは、3年生、おおむね10歳までで受け入れている現在でも、1年生から2年生に上がる時、2年生から3年生に上がる時の子どもの心情の変化とかということにも反映される事柄だと思うんです。ただそれを統計的に基礎自治体が把握しているという事例を今まで聞いたことがないのですが、ただ、現場の指導員はそこはすごく感じているところです。ですから俺辞めたいみたいな子どもが出てこないような、魅力ある放課後児童クラブ作りというのにやはり力を入れていただきたいとか、指導としての質を上げていただきたいというのはあります。何か、社協さんでもいいんですけども、指導員からのそういった聞き取り調査とか、あるいは今、山賀委員が言われたような論点での何かしらの情報だとかというのはあるんですか。あるいはないんですか。

○小林市社会福祉協議会地域福祉課長補佐

持ち上がって、実際に子どもとしては、親が言うからひまわりに入らなければならないというケースもあります。そういった子どもはやはりひまわりに直接、なかなか来ないということで、寄り道したりということで非常に心配して探したりというケースもあるというのは聞いています。

○山賀委員

市としてはひまわりクラブを利用する子どもを増やしたいのかどうなのかというのもあるじゃないですか。行政としては、もっとたくさん来てもらいましょうよという、そういう立ち位置になるのか、本当に必要な子どもたちに必要な分だけの手当てができればいいんじゃないかと思うのかによってだいぶ違うのかなと思っているんです。現場の指導員さんは6年生まで拡大されたときに、どんどん来てくださいというのが指導員さんとしての気持ちなのか、子どもたちが本当に来るかどうか聞かないといけないんじゃないの？ ということなのか、その辺はやはり気になるところです。漠然とした現場でも不安が起きるのではないのでしょうか。どれぐらい希望するのかな、希望数がうちのひまわりクラブは出てくるのかなというのは。それによって定員設定も変わってくるし職員の人数も変わってくるし、キャパがこれでいいのかどうかということも変わってくるので、本当はそれぞれひまわりクラブの中で、どれぐらいのそういうニーズが子どもたちの中にあるのか把握していかないと、なかなかその辺は実際には難しいのかなと思います。

○植木部会長

そうですね。一般的に社会福祉事業を進めていくときというのは、調査をしてアセスメントをして、そして正確なニーズをつかむということから進めていくというのが、これが定説なんです。それから、経営的な面からすると、やはりたくさんの方に利用していただきたいということで経営が安定するという、これは社会福祉事業を運営していく経営者としても当然の心理ですので、おそらく山賀先生は本業のところからそのようなご意見をいただいたのかなと思われる。従って、今は指定管理を受けているのが社協さんですので、社協さんのほうでその辺りの、ひまわりクラブ第2種社会福祉事業を運営していくうえでの経営方針のようなもの、そんなものがもしあればまた次回以降、きょうの山賀委員のご発言に関連してご返答を少しいただけるといいかなと思います。よろしいですか。

○山賀委員

はい。

○植木部会長

ありがとうございました。では、山岸委員、お願い致します。

○山岸委員

子どもの人数に応じた職員の数ということも気になる場所なんですけれども、ふれあいスクールをやっているんですが、やはり手の掛かるお子さんの中には、言い方が適切かどうかは分かりませんが、いますし、それから発達障がいの子も来たりします。その辺りが足りるのかなという心配があります。今、西内野小学校のひまわりクラブさんにお話を聞くと、もう動く遊びはできませんというようなお話も聞きます。そういった現状がある中で、6年生まで来て、そうするとまたさらにいろいろな子どもたちが来る中で、健全なお預かりができるのかなというところが、この今の人数で足りるのかなということも非常に気になります。それから、施設的な部分でも、先ほど西内野は二つになりますとい

うお話もありましたが、きちんとやはり生活するスペースや静養するスペースを確保してあげないと、子どもたちが安心してまたいくこともできないのかな、魅力あるところにならないのかなということも考えられますし、この専用スペースとありましたが、小学校ですと養護教員のような方がいますが、資格のある方、ない方などなどが、こういった指導員として勤められているわけで、そういった辺りのケアも非常に大事なことに今後なっていくのかなというところも感じています。ニーズを調査して、時間帯も、ここに保育園並みのというような、保護者の希望としてというところもありますが、子どもの健全育成とのバランスを考えると、そのニーズが本来どういうものなのか、本当に徹底して聞いてみたいところもあります。簡単に単に楽だから、安心だからということではなくて、家庭に帰って、家庭としての家庭教育の時間も、こちらとしては、新潟市が定めるのであればある程度頑張ってお母さんたちもやっていく部分があったり、社会的な、そういったことがやりやすい、また社会づくりもしていかなければいけないところもあるのかなということも含め、その辺りを感じました。そういったところでは、本当に6年生まで来るのであれば、なかなかいろいろな部分でまだまだ検討するところがあるのかなというのが感想です。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。今ご指摘の、保育時間を保育所並みにするということと、それから子どもの健全育成の観点からのバランスですね。これはペーパーにもありますようにあり方懇談会でも議論して、そしてそれをまとめたところがございますので、それに関してはこの部会でもまた引き続き議論ができるかなという、重要な点だと思います。どうぞよろしくお願い致します。最後になりましたが山田委員、お願い致します。

○山田委員

まず、障がい児を受け入れるというところで、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要とあるんですけども、友人に難聴のお子さんがいらして、でも普通学級に行って、それから先生とのかかわりが難しくなってきたというお子さんがいらして、専門的な知識がいる子どもたちも来る可能性もあるので、そういった際に障がいにもいろいろ種類があると思うので、発達障がい、難聴や、ちょっと言語のほう、そういった専門的知識を持った指導員を配置できるのかということです。

あとは高学年の受け入れに際して、細かいことなんですけど、高学年の女の子たちが入ってきた場合、やはりトイレの問題とか荷物の置場、こまごまとしたところの施設が、設備というんですか、莫大に必要になってくると思うので、そういったところを全部のクラブできちんと確保していけるのか。あと休む場所ですね。と思ったのと、就学前までは幼稚園や保育園、公立、私立といろいろ選択肢があったと思うんですけど、学校に上がってからはとなると放課後の過ごし方で選択肢がないと感じていて、特にうちは自宅が亀田西で、校区のそこになると放課後ひまわりはありますけどふれあいスクールはないですし、選択肢がないというのが実情なので、その辺りを、選択肢が欲しいなと思うこともありますし、

ただむやみというか、増やして親がなんでも利用しやすくなったり、時間的な問題もありますし、時間を延ばしたりとか、親側の視点だけに立っていくと、今度親も丸投げになってしまうとか、生活の場という面を強調しすぎてしまうと、やはり家庭で子どもと過ごす時間がどうしても減ってきてしまいますし、そういった面のバランスを深く追求していかないといけないのかなと思いました。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。いくつかの重要なポイントが少し見えてまいりました。先ほど言いましたように、また次回の第 3 回のところで、この資料に基づきまして、あるいは今回のご指摘いただいたポイントに基づいてご議論いただくこととなります。そしてさらに、また新たに気が付きましたところに関しても、次回の第 3 回のところでご発言の機会がございますので、ぜひそれまでの間、皆さん方はきょうのこの資料をもう一度目を通していただいて、そして皆さん方のご意見をまとめておいていただければありがたいと思います。

○堀内こども未来課長

すみません、一つ。この会の皆さんの中でも、多分ご意見がたくさんあると思いますので、議論は本当に会議の中での時間というのは限られている中で、もし皆さんのほうでお読みいただいて、次回までに意見がたくさんあるようでしたら、順次事務局にお寄せいただいても結構です。そういうふうな手段を取りながら、私は皆さまのお話、ご意見をお聞きしていきたいと思っております。

○植木部会長

そうですね。それであれば、例えば次回の日程が決まりますよね、この後で今後。その直前ぐらいに事前資料を事前送付しますよね。その際に、コメントカードみたいな、ご意見シートみたいな、そういったものを同封していただいて、もしご意見があれば、あると思いますけれども、事前のものがあればそこに記入していただいて、当日それをまた一覧にしたものというふうに、それを基にするとまた議論が進めやすいかなと思います。

○堀内こども未来課長

そうしますと私たちもそれに合ったものを、何を用意していかスムーズに行くんじゃないかなと思います。

○植木部会長

そうですね。また、そのコメントカードに書かれていない部分に関しても、第 3 回の会議の席上でまた新たなご意見として伺うことができますので、そんなふうに効果的にやっていますか。

○堀内こどもみらい課長

そうですね。

### (3) その他

○植木部会長

ありがとうございました。それでは、議事の(3)のその他でございますけれども、これは事務局から何かございますか。では委員の皆さまからその他の意見は何かございますでしょうか。ありますか。いいですか。

1点、すみません、時間のないところで恐縮ですけれども、今のひまわりクラブの指定管理の期限がそろそろ迫っているというふうに聞いております。また昨年度ですか、平成24年度に新潟市の事業仕訳がございました。そこで指定管理のあり方についても少し意見が付いたようですので、その辺り、次年度以降の新潟市からの指定管理の方針について、この辺り何か今のところ決まっている部分がありましたら、簡単にご紹介いただければと思います。

○本間こども未来課育成支援係長

私のほうから説明させていただきます。ひまわりクラブの指定管理期間は、過去3年ごとに非公募により更新してきたところです。昨年の事業仕訳でのご意見とか、この部会で議論していただきますように、放課後児童クラブそのものが大きな変革を迎える過渡期ということでもありますので、来年度、再来年度と、暫定2か年なんですけど、非公募で選定したいと考えております。なお新潟市の指定管理制度の指針があるのですが、指針では公募が原則となっております。非公募で選定できる施設というのは、地域の自治振興目的で地域住民が管理することが効果的な施設であるとか、市の政策と密接にかかわる特に専門的な運営を行う施設など、そういったものが限られております。現在のひまわりクラブ条例では、指定管理者による管理という記述がございます。来年、再来年と暫定2か年ですが非公募で指定管理をする予定です。今、状況はそういった状況です。

○植木部会長

分かりました。今、配られたシートは、その24年度の事業仕訳のときの資料ということです。今ご説明いただいた内容はここにすべて含まれているというふうに考えていいですか。そうしましたら、この指定管理の件も、皆さん方はおそらくこれを持ち帰っていただいて読んでいただくと、いろいろとお考えやご意見が出てくると思いますので、それも含めて先ほど提案を致しましたご意見シート、そこにもしご意見があれば書き込んでいただいて、それが第3回で議論として上がるようであれば、第3回の部会でまた議論をしていただきたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。ちなみにこの指定管理に関する資料はこれだけになりますか。

○堀内こども未来課長

これはホームページ等で公開されているものですので、これをお配りしました。

○植木部会長

分かりました。もし何か追加資料があれば、次回の事前資料で同封してください。よろしく願い致します。以上で議題については終了致しましたけれども、全体を通して皆さん方から何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。では本格的な議論は第3回

ということになるかと思いますので、第 3 回をまた、今後も楽しみにしてまいりたいと思います。では以上です。事務局にお返しします。

### **3 その他・事務連絡**

○本間こども未来課育成支援係長

私のほうから事務連絡ということで一つお願い致します。次回の開催につきましては、年明け 1 月を予定しております。本日日程調整表をお配りさせていただきました。ご都合の悪い日をお知らせいただきたいと思います。本日分からない場合は後日、ファクス等でお知らせいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

### **4 閉会**

○小沢こども未来課課長補佐

それでは皆さま方、大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして第 2 回目の放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。また次回以降よろしくお願い致します。

○一同

ありがとうございました。

○小沢こども未来課課長補佐

お疲れさまでした。